

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の四（略）</p> <p><u>十九の四の二 設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ミリワットを超えるもの</u></p> <p><u>十九の四の二の二 設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ミリワット以下のもの</u></p> <p>十九の五 六十七（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の四（略）</p> <p>十九の五 六十七（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>	<p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>

一 置 装		信 送		一	
二 試験項目	周波数	(略)	(略)	二 試験項目	(略)
三 測 定器等	占有周波数帯幅	(略)	(略)	三 測 定器等	(略)
四 特定無線設備の種別	スプリアス発射又は不要発射の強度	(略)	(略)	四 特定無線設備の種別	(略)
	空中線電力	(略)	(略)		(略)
	比吸収率	(略)	(略)		(略)
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	(略)	(略)		(略)
	プレエンファシス特性	(略)	(略)		(略)
	搬送波電力	(略)	(略)		(略)

一 置 装		信 送		一	
二 試験項目	周波数	(略)	(略)	二 試験項目	(略)
三 測 定器等	占有周波数帯幅	(略)	(略)	三 測 定器等	(略)
四 特定無線設備の種別	スプリアス発射又は不要発射の強度	(略)	(略)	四 特定無線設備の種別	(略)
	空中線電力	(略)	(略)		(略)
	比吸収率	(略)	(略)		(略)
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	(略)	(略)		(略)
	プレエンファシス特性	(略)	(略)		(略)
	搬送波電力	(略)	(略)		(略)

置装受信	通過帯域幅	(略)	(略)	(略)			(略)
	感度	(略)	(略)	(略)			(略)
	度 る電波等の限	(略)	(略)	(略)	○	○	(略)
	送信速度	(略)	(略)	(略)			(略)
	搬送波を送信 していないと きの電力	(略)	(略)	(略)			(略)
	隣接チャネル 漏えい電力又 は帯域外漏え い電力	(略)	(略)	(略)			(略)
	時間 信立ち下がり り時間及び送 信立ち上がり 時間	(略)	(略)	(略)			(略)
音	総合歪及び雑	(略)	(略)	(略)			(略)
性	総合周波数特	(略)	(略)	(略)			(略)

置装受信	通過帯域幅	(略)	(略)	(略)			(略)
	感度	(略)	(略)	(略)			(略)
	度 る電波等の限	(略)	(略)	(略)			(略)
	送信速度	(略)	(略)	(略)			(略)
	搬送波を送信 していないと きの電力	(略)	(略)	(略)			(略)
	隣接チャネル 漏えい電力又 は帯域外漏え い電力	(略)	(略)	(略)			(略)
	時間 信立ち下がり り時間及び送 信立ち上がり 時間	(略)	(略)	(略)			(略)
音	総合歪及び雑	(略)	(略)	(略)			(略)
性	総合周波数特	(略)	(略)	(略)			(略)

減衰量	(略)	(略)	(略)		(略)
スプリアス・レスポンス	(略)	(略)	(略)		(略)
隣接チャンネル選択度	(略)	(略)	(略)		(略)
感度抑圧効果	(略)	(略)	(略)		(略)
相互変調特性	(略)	(略)	(略)		(略)
局部発振器の周波数変動	(略)	(略)	(略)		(略)
ダイエンファース特性	(略)	(略)	(略)		(略)
総合歪及び雑音	(略)	(略)	(略)		(略)

注 1 ～ 6 (略)

7 三二二 MHz を超え三二五・二五 MHz 以下、四〇二 MHz を超え四〇五 MHz 以下、四三三・六七 MHz を超え四三四・一七 MHz 以下、二、四〇〇 MHz 以上二、四八三・五 MHz 以下、一〇・五 GHz を超え一〇・五五 GHz 以下又は二四・〇五 GHz を超え二四・二五 GHz 以下、~~六〇 GHz を超え六一 GHz 以下~~、七六 GHz を超え七七 GHz 以下又は七七 GHz を超え八一 GHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。

8 ～ 16 (略)

イ・ウ (略)

減衰量	(略)	(略)	(略)		(略)
スプリアス・レスポンス	(略)	(略)	(略)		(略)
隣接チャンネル選択度	(略)	(略)	(略)		(略)
感度抑圧効果	(略)	(略)	(略)		(略)
相互変調特性	(略)	(略)	(略)		(略)
局部発振器の周波数変動	(略)	(略)	(略)		(略)
ダイエンファース特性	(略)	(略)	(略)		(略)
総合歪及び雑音	(略)	(略)	(略)		(略)

注 1 ～ 6 (略)

7 三二二 MHz を超え三二五・二五 MHz 以下、四〇二 MHz を超え四〇五 MHz 以下、四三三・六七 MHz を超え四三四・一七 MHz 以下、二、四〇〇 MHz 以上二、四八三・五 MHz 以下、一〇・五 GHz を超え一〇・五五 GHz 以下又は二四・〇五 GHz を超え二四・二五 GHz 以下、~~五七 GHz を超え六六 GHz 以下~~、七六 GHz を超え七七 GHz 以下又は七七 GHz を超え八一 GHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。

8 ～ 16 (略)

イ・ウ (略)

11・111 (省)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 R[□]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第19号の4に掲げる無線設備	(略)
<u>第2条第1項第19号の4の2に掲げる無線設備</u>	<u>WU</u>
<u>第2条第1項第19号の4の2の2に掲げる無線設備</u>	<u>WV</u>
(略)	(略)

5 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に行われている五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局(無線標定業務のものを除く。)の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証(以下「技術基準適合証明等」という。)の求めについては、改正後の小電力データ通信システムの無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。

11・111 (省)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 R[□]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第19号の4に掲げる無線設備	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

5 (略)

- 3 法第三十八条の五の登録証明機関は、この省令の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間、無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第〇〇号）附則第二項及び第三項の規定により第二条第一項第十九号の四の二の二に掲げる特定無線設備に係る技術基準適合証明等を行うこととする。この場合、当該無線設備に係る技術基準適合証明等の求めは、平成三十五年一月三十一日までに行わなければならない。
- 4 この省令の施行の際現に受けている五七 GHz を超え六六 GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行後においてもなおその効力を有する。
- 5 第三項の規定により、審査を受けた技術基準適合証明等は、平成三十五年四月一日以降もなおその効力を有する。